

別記様式第一号（第四条関係）

2021 年 1 月 15 日

〇〇県知事 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

別 紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録の区分	☒ 新規 ☐ 更新（従前の登録番号）
住宅の名称	(ふりがな) <u>〇〇はうす</u> <u>〇〇ハウス</u>
所在地	(住居表示) <u>〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇</u>
利用交通手段	☒ 1.電車(<u>〇〇</u> 線 <u>〇〇</u> 駅から <u>徒歩</u> で <u>10</u> 分) ☐ 2.その他()
住宅に関する権原	☒ 1.所有権 ☐ 2.賃借権 ☐ 3.使用貸借による権利 期間 年 月 日から 年 月 日まで
施設に関する権原	☒ 1.所有権 ☐ 2.賃借権 ☐ 3.使用貸借による権利 期間 年 月 日から 年 月 日まで
敷地に関する権原	☐ 1.所有権 ☐ 2.地上権 ☒ 3.賃借権 ☐ 4.使用貸借による権利 期間 <u>2019</u> 年 <u>12</u> 月 <u>14</u> 日から <u>2039</u> 年 <u>12</u> 月 <u>13</u> 日まで

注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☒ 法人 ☐ 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) <u>かぶしきがいしゃ〇〇〇〇</u> ----- <u>株式会社〇〇〇〇</u>	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号 <u>000-0000</u>) <u>〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1</u> 電話番号 <u>000-000-0000</u>	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) ----- 商号、名称又は氏名	
	住 所 (法人にあっては主たる事 務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
	法人の役員	別添2のとおり
誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ☒ 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者 三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの 七 法人であって、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの 八 個人であって、使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※ 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ☐ 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。	

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) <u>かぶしきがいしゃ〇〇〇〇□□してん</u> <u>株式会社〇〇〇〇 □□支店</u>
事務所の所在地	(郵便番号 <u>000-0000</u>) <u>〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2</u> 電話番号 <u>000-000-0000</u>

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数 <u>30</u> 戸	
居住部分の規模	(最小) <u>25.5</u> ㎡	詳細については、別添 3 のとおり
	(最大) <u>42.5</u> ㎡	
構造及び設備	共同利用設備 ☒ あり ☐ なし	階 数 <u>5</u> 階建
	構 造 <u>鉄筋コンクリート</u> 造	
竣工の年月	<u>2020</u> 年 <u>11</u> 月 <u>30</u> 日	
加齢対応構造等	☒ 登録基準に適合している	
	☒ エレベーターを備えている	
	☒ 緊急通報装置を備えている	

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	☒ 賃貸借契約 ☐ その他
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ☒ ②高齢者＋同居者(配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている 60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	<u>2020</u> 年 <u>12</u> 月 <u>10</u> 日から
--------	---

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態		提供の対価(概算・月額)	詳細については、 別添 4 のとおり				
	状況把握 生活相談	☒ 自ら	☒ 委託	約 7,000 円					
	食事の提供	☐ 自ら	☒ 委託 ☐ 提供しない	約 36,000 円					
	入浴等の介護	☐ 自ら	☐ 委託 ☒ 提供しない	約 円					
	調理等の家事	☒ 自ら	☐ 委託 ☐ 提供しない	約 8,000 円					
	健康の維持増進	☐ 自ら	☒ 委託 ☐ 提供しない	約 2,500 円					
	その他	☐ 自ら	☐ 委託 ☒ 提供しない	約 円					
家賃の概算額	(最低) 約	51,000 円		住戸ごとの内容は別添 3 のとおり					
	(最高) 約	85,000 円							
共益費の概算額	(最低) 約	4,000 円							
	(最高) 約	5,000 円							
敷金の概算額	(最低) 約	102,000 円		家賃の 2 月分					
	(最高) 約	170,000 円							
前払金※の有無	☒ あり ☐ なし								
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約	612,000 円		(最高) 約	30,600,000 円				
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃	月額家賃 × 契約期間(月数)							
	サービス提供 の対価								
返還額の算定方法	(月額家賃 ÷ 30日) × 契約解除日から想定居住期間満了までの日数。 入居後3ヶ月以内の契約解除の場合は、前払金 - (月額家賃 ÷ 30日 × 入居日から契約解除日までの日数)。								
前払金の保全措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☒ 信託会社等による元本補てん又は信託 ☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他 ()								
誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ☒ 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。 一 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ 書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)による契約であること。 ロ 居住部分が明示された契約であること。 ハ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第6条第1項第12号の前払金(以下「家賃等の前払金」という。)を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。 ニ 家賃等の前払金を受領する場合にあつては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。 ホ 入居者の入居後、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第12条第1項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第2項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。 ヘ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りではない。 二 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。								
特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている								
	☒ 指定を受けていない								
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている								
	☒ 指定を受けていない								
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている								
	☒ 指定を受けていない								

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	☐ 自ら管理 ☒ 管理業務を委託
委託する業務の内容 (契約事項)	修繕業務、設備点検業務、清掃業務
管理業務の委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしがいいしゃ〇〇 株式会社〇〇
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町3-3-3 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
修繕計画	
計画策定の 有無	☒ あり ☐ なし
大規模修繕の実施予定	2035年 頃実施予定
その他計画的な修繕予定	8年毎に設備更新

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
デイサービスセンター〇〇	通所介護事業 (入浴、機能訓練、食事、 健康チェック、レクリエーション等)	☒ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな) でいさーびすせんたー〇〇 デイサービスセンター〇〇
事業所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
連携又は協力の内容	入居者の利用を想定した通所介護事業所の運営 (入浴、機能訓練、食事、健康チェック、レクリエーション等の提供)

10. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

基本方針及び県の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

[illegible]

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
浴室					
台所					
食堂					
居間	1	61.06	1階フロント隣	30	
収納設備	1	18.67	1階フロント隣	30	
洗濯室	1	13.55	1階共用浴室隣	30	

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態	☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する					
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) <u>□□けいびかぶしきがいしゃ</u> <u>□□警備株式会社</u>				
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 <u>000-0000</u>) <u>〇〇県〇〇市〇〇町4-4-4</u> 電話番号 <u>000-000-0000</u>				
サービスを提供する法人等の別	☐ 医療法人 ☒ 社会福祉法人 ☒ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定地域密着型サービス事業者 ☐ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 指定介護予防サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☐ 上記以外の法人等					
サービスを提供する者の人数	☐ 医師	人員	人	☐ 社会福祉士	人員	人
	☒ 看護師	人員	<u>2</u> 人	☐ 介護支援専門員	人員	人
	☐ 准看護師	人員	人	☐ 養成研修修了者	人員	人
	☒ 介護福祉士	人員	<u>3</u> 人	☒ 上記以外の職員	人員	<u>1</u> 人
常駐する場所	☒ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 (所在地)					
常駐する日	☒ 365日対応 ☐ 次の期間を除く()					
常駐する時間	日中	<u>9</u> 時 <u>00</u> 分 ~ <u>17</u> 時 <u>00</u> 分			人員 <u>2</u> 人	
	上記以外の時間	<u>17</u> 時 <u>00</u> 分 ~ <u>9</u> 時 <u>00</u> 分			人員 <u>1</u> 人	
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法	感知センサーによる居室内の入居者の動体把握と、居室への訪問の併用による。				毎日 <u>1</u> 回	
	☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)					
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	<u>0</u> 時 <u>0</u> 分 ~ <u>24</u> 時 <u>0</u> 分			
		上記以外の日	☐ 24時間			
	通報方法	<u>各住戸の端末より、電話回線を利用して委託先のコールセンターへ通報</u>				
	通報先	<u>□□警備コールセンター</u>		通報先から住宅までの到着予定時間 <u>10</u> 分		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 <u>7,000</u> 円	前払金の算定方法			
	前払金	約 円				
備考	<u>日中は〇〇メゾンの職員が状況把握及び生活相談サービスを提供し、夜間は□□警備の通報システムを利用</u>					

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する	
委託 する 場合 の 委託 先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃ〇〇ふーどさーびす 株式会社 〇〇フードサービス	
	住 所 (法人にあって は主たる事務 所の所在地)	(郵便番号 000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町5-5-5 電話番号 000-000-0000	
	住 所 (法人にあって は本業務に係 る事業所の所 在地)	(郵便番号 000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町6-6-6 電話番号 000-000-0000	
食事提供を行う場所		☒ 食堂 ☐ 各居住部分 ☐ その他()	
提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
	内容	☐ 3食 ☒ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない()	
	調理等	☐ 厨房で調理 ☒ 配食サービスを利用 ☐ その他()	
サービス提供の 対価(概算額)	月額※	約 36,000 円	内訳 朝食 300 円 昼食 400 円 夕食 500 円
	前払金	約 円	前払金の 算定方法
備考			

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 入浴介護 ☐ 排せつ介護 ☐ 食事介護	
			☐ その他 ()	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 円		
備考				

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☒ 調理 ☒ 洗濯 ☒ 掃除	
			☒ その他 (買物代行等)	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 8,000 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 円		
備考		サービス費は1,000円/時間で、希望に応じて利用可能。上記月額は、月当たり8時間利用した場合の想定金額。		

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) <u>いりょうほうじん□□かい</u> <u>医療法人□□会</u>		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 <u>000-0000</u>) <u>〇〇県〇〇市〇〇町5-5-5</u> 電話番号 <u>000-000-0000</u>		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 <u>000-0000</u>) <u>〇〇県〇〇市〇〇町6-6-6</u> 電話番号 <u>000-000-0000</u>		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☒ その他(<u>土日祝日を除く</u>)	
		内容	☒ 健康相談 ☒ 血圧等の測定 ☒ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い ☐ その他 ()	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 <u>2,500</u> 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 円		
備考				

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) 		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 円		
備考				